

福青第3351号
平成23年3月31日

各市町村長 殿
(児童福祉主管課扱い)

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」
に係る沖縄県の方針について (通知)

みだしのことについて、国が平成22年3月24日に示した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、本県における方針を別添のとおり決定しましたので、貴下関係機関及び貴市町村内の認可外保育施設に対して、周知方よろしく申し上げます。

なお、この方針に基づく情報提供の取扱いについては、平成23年4月1日から適用することとします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から別添のとおり平成22年3月24日から10月1日までの全国の実施状況について通知がありますので、あわせて送付します。

担当：青少年・児童家庭課
児童育成班 新里
電話：098-866-2174
FAX：098-868-2402
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

福青第3351号
平成23年3月31日

私学関係団体の長 殿

沖縄県福祉保健部長
(公印省略)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」
に係る沖縄県の方針について（通知）

児童福祉行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことについて、国が平成22年3月24日に示した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、本県における方針を別添のとおり決定しましたので、貴管下職員及び各私立学校への周知方よろしく申し上げます。

なお、この方針に基づく情報提供の取扱いについては、平成23年4月1日から適用することとします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から別添のとおり平成22年3月24日から10月1日までの全国の実施状況について通知がありますので、あわせて送付します。

担当：青少年・児童家庭課

児童育成班 新里

電話：098-866-2174

FAX：098-868-2402

E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

福青第3351号
平成23年3月31日

総務部長 殿
(総務私学課扱い)

福祉保健部長
(公印省略)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」
に係る沖縄県の方針について (通知)

みだしのことについて、国が平成22年3月24日に示した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、本県における方針を別添のとおり決定しましたので参考までに通知します。

なお、この方針に基づく情報提供の取扱いについては、平成23年4月1日から適用することとします。

また、本通知については、別紙(写)のとおり私学関係団体の長あて通知いたしますので、あわせてお知らせします。

さらに、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から別添のとおり平成22年3月24日から10月1日までの全国の実施状況について通知がありますので、あわせて送付します。

担当：青少年・児童家庭課
児童育成班 新里
電話：098-866-2174
FAX：098-868-2402
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

福青第3351号
平成23年3月31日

教 育 長 殿
(県立学校教育課、義務教育課扱い)

福 祉 保 健 部 長
(公印省略)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」
に係る沖縄県の方針について（通知）

みだしのことについて、国が平成22年3月24日に示した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、本県における方針を別添のとおり決定しましたので、貴管下職員、各市町村教育委員会及び各県立学校への周知方よろしくお願いします。

なお、この方針に基づく情報提供の取扱いについては、平成23年4月1日から適用することとします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から別添のとおり平成22年3月24日から10月1日までの全国の実施状況について通知がありますので、あわせて送付します。

担当：青少年・児童家庭課
児童育成班 新里
電話：098-866-2174
FAX：098-868-2402
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

福青第3351号
平成23年3月31日

中央児童相談所長 }
コザ児童相談所長 } 殿

福祉保健部長
(公印省略)

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供」
に係る沖縄県の方針について（通知）

みだしのことについて、国が平成22年3月24日に示した「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づき、本県における方針を別添のとおり決定しましたので、貴管下職員への周知方よろしくお願ひします。

なお、この方針に基づく情報提供の取扱いについては、平成23年4月1日から適用することとします。

また、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長から別添のとおり平成22年3月24日から10月1日までの全国の実施状況について通知がありますので、あわせて送付します。

担当：青少年・児童家庭課
児童育成班 新里
電話：098-866-2174
FAX：098-868-2402
E-mail：shinzash@pref.okinawa.lg.jp

「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」 に関する沖縄県の方針

1 方針の趣旨

本方針は、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月24日付け、雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知における別添資料。以下「指針」という。)に基づく、沖縄県における取扱いを示すものである。

2 対象児童について

(1) 市町村が求める場合

要保護児童対策地域協議会(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2に規定するものをいう。以下「協議会」という。)において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、かつ、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(以下「学校」という。)に在籍する幼児児童生徒及び認可保育所、認可外保育施設(以下「保育所」という。)に在籍する乳幼児(以下「児童等」という。)のうち、市町村が必要と考える児童等を対象とする。なお、協議会を設置していない市町村においては、「協議会」を「児童福祉主管課」と読み替えるものとする。

(2) 児童相談所が求める場合

児童相談所(児童福祉法第12条に規定するものをいう。)が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、児童相談所において必要と考える児童等を対象とする。

3 協定の締結の有無について

(1) 県(知事部局)と県教育委員会、協議会を設置している市町村とその教育委員会については新たな協定を結ぶのではなく、協議会の中で福祉部局と教育委員会、学校の代表者等の全体合意により対応するものとする。

(2) 県と市町村との関係についても協定を結ぶのではなく、県の福祉部局及び県教育委員会から各市町村に対し協力依頼の文書を送付することで、それぞれの合意があったものとみなすことにする。

(3) 私立学校及び認可外保育施設については、協議会又は児童相談所のケースとしてあがった児童に関して児童が在籍する学校や保育所に対し、市町村又は児童相談所が直接協力を求め、情報提供に協力していただける学校については、様式2の同意書を提出してもらおう。なお、情報提供に同意いただけない場合は、様式3の不同意文書を提出するものとする。

(4) 協議会が設置されていない市町村については、早急な設置に向け指導するとともに、協定の締結及び守秘義務の取扱い等については、市町村が責任を持って対応するものとする。

4 定期的な情報提供の依頼の手続き等

- (1) 県立高等学校、県立特別支援学校（以下「県立学校」という。）市町村立幼稚園・小学校・中学校（以下「公立学校」という。）及び認可保育所（公立保育所を含む）の場合

協議会又は児童相談所から対象児童について、様式 1 - 1 ~ 様式 1 - 2 による情報提供依頼書を在籍する学校及び保育所に対して送付する。

なお、公立学校においては、様式 1 - 2 の依頼文書を市町村教育委員会教育長にあわせて送付するものとする。

- (2) 私立学校及び認可外保育施設の場合

協議会又は児童相談所から対象児童について、様式 1 - 3 ~ 様式 1 - 4 による情報提供依頼書及び情報提供の同意の可否についての回答依頼を在籍する学校及び保育所に対して送付する。

5 定期的な情報提供の頻度及び内容

- (1) 定期的な情報提供の頻度は、おおむね 1 か月に 1 回程度とするが、対象児童について状況の変化等を把握した場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、適時適切に情報提供を行うこと。なお、新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、速やかに児童相談所又は市町村へ通告すること。

- (2) 定期的な情報提供の内容については、ケースごとに市町村又は児童相談所からの求めに応じて様式 4 の定期情報提供書を所定の期日までに提出するものとする。

- (3) 対象児童が公立学校に通う場合は、様式 4 の定期情報提供書の写しを市町村教育委員会にあわせて提出するものとする。

- (4) 私立学校及び認可外保育施設の場合も、(1) ~ (2) に準じて報告を行うものとする。

6 合意等を行うまでの対応について

学校等及び保育所は、3 の協定締結又は合意等がない場合において、市町村や児童相談所からの児童等の情報提供依頼があった場合は、その個別情報の取扱いについて、従前のとおり取り扱うものとする。

7 個人情報の取扱いについて

個人情報に関する取扱いについては、指針の「9 個人情報の保護に対する配慮」に基づき行うものとする。

また、個人情報と関係機関との情報の共有との関係にあたっては、「児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について」（平成 22 年 11 月 19 日付け、雇児総発 1119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の 2 (1) の後段部分に記載があるので、こちらも参考に対応すること。

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

(学校・保育所名)(校長・所 (園) 長名) 殿

市 (町 村) 長
(沖縄県 児童相談所長)

在籍 (幼児・児童・生徒) に係る定期的な情報提供について (依頼)

みだしのことについて、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け文部科学大臣政務官通知)及び「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、貴校(所)に在籍する下記の児童の状況について報告を受けたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象 (幼児・児童・生徒) 名 (平成 年 月 日生)
- 2 報告内容 様式 4 「定期情報提供書」
- 3 情報提供を開始する時期 平成 年 月から
- 4 報告期限 報告該当月の翌月 7 日まで
(ただし、当該日が閉庁日である場合は、直前の開庁日を期限とする)
- 5 提出先 市 (町村) 課 (要保護児童対策地域協議会調整機関)
(沖縄県 児童相談所)
- 6 その他
 - (1) この文書をもって情報提供期間全体の依頼に代えるので、報告漏れがないよう留意ください。
 - (2) 対象 (幼児・児童・生徒) について、虐待の通告までには至らないが、急遽報告したい事項が生じた場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、速やかに下記担当まで連絡願います。
 - (3) 情報提供の終期については、不要と判断した後に、貴殿へ速やかに連絡します。
 - (4) 個人情報の取扱いについては、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に関する沖縄県の方針の「7 個人情報の取扱い」に記載している事項について留意ください。
 - (5) 新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、速やかに通告してください。

担当： 課 班 (係) 担当者名
電話： -
FAX： -
メール： xxxxx@xxxxxxxxxxxx

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

市(町村)教育委員会教育長
(学 校 名) (校 長 名) 殿

市 (町 村) 長
(沖 縄 県 児 童 相 談 所 長)

在籍(幼児・児童・生徒)に係る定期的な情報提供について(依頼)

みだしのことについて、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け文部科学大臣政務官通知)及び「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、下記の児童の状況について報告を受けたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

なお、定期的な情報提供の報告は、学校側から行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 対象(幼児・児童・生徒)名 (平成 年 月 日生)
- 2 報告内容 様式 4 「定期情報提供書」
- 3 情報提供を開始する時期 平成 年 月から
- 4 報告期限 報告該当月の翌月 7 日まで
(ただし、当該日が閉庁日である場合は、直前の開庁日を期限とする)
- 5 提出先 市(町村) 課(要保護児童対策地域協議会調整機関)
(沖縄県 児童相談所)
- 6 その他
 - (1) この文書をもって情報提供期間全体の依頼に代えるので、報告漏れがないよう留意ください。
 - (2) 対象(幼児・児童・生徒)について、虐待の通告までには至らないが、急遽報告したい事項が生じた場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、速やかに下記担当まで連絡願います。
 - (3) 情報提供の終期については、不要と判断した後に、貴殿へ速やかに連絡します。
 - (4) 個人情報の取扱いについては、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に関する沖縄県の方針の「7 個人情報の取扱い」に記載している事項について留意ください。
 - (5) 新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、速やかに通告してください。

担当： 課 班(係) 担当者名
電話： -
FAX： -
メール： xxxxx@xxxxxxxxxxxxx

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

(学校名)(校長名) 殿

市 (町 村) 長
(沖縄県 児童相談所長)

在籍 (幼児・児童・生徒) に係る定期的な情報提供について (依頼)

みだしのことについて、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け文部科学大臣政務官通知)及び「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、貴校に在籍する下記の児童の状況について報告を受けたいと考えておりますので、内容を検討のうえ、御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象 (幼児・児童・生徒) 名 (平成 年 月 日生)
- 2 報告文書
情報提供に協力いただける場合は、様式 2 「情報提供に関する同意書」
情報提供に協力いただけない場合は、様式 3 「情報提供に関する回答書」
- 3 情報提供を開始する時期 平成 年 月から
- 4 報告期限 平成 年 月 日 ()
- 5 提出先
市 (町村) 課 (要保護児童対策地域協議会調整機関)
(沖縄県 児童相談所)
- 6 その他
 - (1) この文書をもって情報提供期間全体の依頼に代えるので、報告漏れがないよう留意ください。
 - (2) 対象 (幼児・児童・生徒) について、虐待の通告までには至らないが、急遽報告したい事項が生じた場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、速やかに下記担当まで連絡願います。
 - (3) 情報提供の終期については、不要と判断した後に、貴殿へ速やかに連絡します。
 - (4) 個人情報の取扱いについては、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に関する沖縄県の方針の「7 個人情報の取扱い」に記載している事項について留意ください。
 - (5) 新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、速やかに通告してください。

担当： 課 班 (係) 担当者名
電話： -
FAX： -
メール： xxxxx@xxxxxxxxxxxx

(文 書 番 号)
平成 年 月 日

(保育所名)(所 (園) 長名) 殿

市 (町 村) 長
(沖縄県 児童相談所長)

在籍児童に係る定期的な情報提供について (依頼)

みだしのことについて、「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け文部科学大臣政務官通知)及び「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、貴所(園)に在籍する下記の児童の状況について報告を受けたいと考えておりますので、内容を検討のうえ、御協力をお願いいたします。

記

- 1 対象児童名 (平成 年 月 日生)
- 2 報告文書
情報提供に協力いただける場合は、様式 2 「情報提供に関する同意書」
情報提供に協力いただけない場合は、様式 3 「情報提供に関する回答書」
- 3 情報提供を開始する時期 平成 年 月から
- 4 報告期限 平成 年 月 日 ()
- 5 提出先
市 (町村) 課 (要保護児童対策地域協議会調整機関)
(沖縄県 児童相談所)
- 6 その他
 - (1) この文書をもって情報提供期間全体の依頼に代えるので、報告漏れがないよう留意ください。
 - (2) 対象 (幼児・児童・生徒) について、虐待の通告までには至らないが、急遽報告したい事項が生じた場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、速やかに下記担当まで連絡願います。
 - (3) 情報提供の終期については、不要と判断した後に、貴殿へ速やかに連絡します。
 - (4) 個人情報の取扱いについては、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」に関する沖縄県の方針の「7 個人情報の取扱い」に記載している事項について留意ください。
 - (5) 新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条に基づき、速やかに通告してください。

担当： 課 班 (係) 担当者名
電話： -
FAX： -
メール： xxxxx@xxxxxxxxxxxx

情報提供に関する同意書

児童虐待防止に向けた適切な対応を図り子どもの最善の福祉と利益を図るため、本校（園）に所属する児童について下記のとおり情報提供することに同意します。

記

1 対象児童

市（町村）要保護児童対策地域協議会において児童虐待ケースとして進行管理台帳に登録されており、（又は 児童相談所において管理している児童虐待ケースで）、別添情報提供依頼文書に記載されている児童

2 情報提供の頻度・内容・期間

- （1）情報提供の頻度は、毎月1回とし、提出期限は報告該当月の翌月7日（ただし、当該日が閉庁日である場合は、直前の開庁日）までとする。
- （2）情報提供の内容は、対象期間の出欠状況、欠席中の家庭での状況の把握、学校（保育所）の対応等とする。
- （3）情報提供の様式は別添のとおりで、依頼書により提供する。
- （4）情報提供を続ける期間は、情報提供依頼文書の記載されている期間とする。
ただし、ケースの状況の変化によりこの期間を変更することができる。

3 緊急時の対応

- （1）対象児童について状況の変化等を把握した場合は、定期的な情報提供の報告期日を待つことなく、適時適切に情報提供を行うこととする。（情報提供を行う際には、別添「定期情報提供書」を準用すること）
- （2）新たな虐待の兆候を把握した場合は、児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき、速やかに通告すること。

平成 年 月 日

学校（保育所）名
校（所）長名

公
印

この同意書は、平成22年3月24日付け、21文科初発第775号文部科学大臣政務官通知「学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」及び同日付け、雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」を踏まえて作成されるものである。

本同意書を提出後は、改めての情報提供依頼文書は発出しないので、情報提供期間内における例月分の報告を忘れずに行うこと。

定期情報提供書（平成 年 月分報告）

先に依頼のありました件について、以下のとおり情報を提供します。

学校（保育所）名 _____

校（所）長名 _____ 印

（ 記入者氏名： _____ ）

児童氏名	平成 年 月 日生（ 歳） 年生
提供期間	平成 年 月～平成 年 月（ か月間）

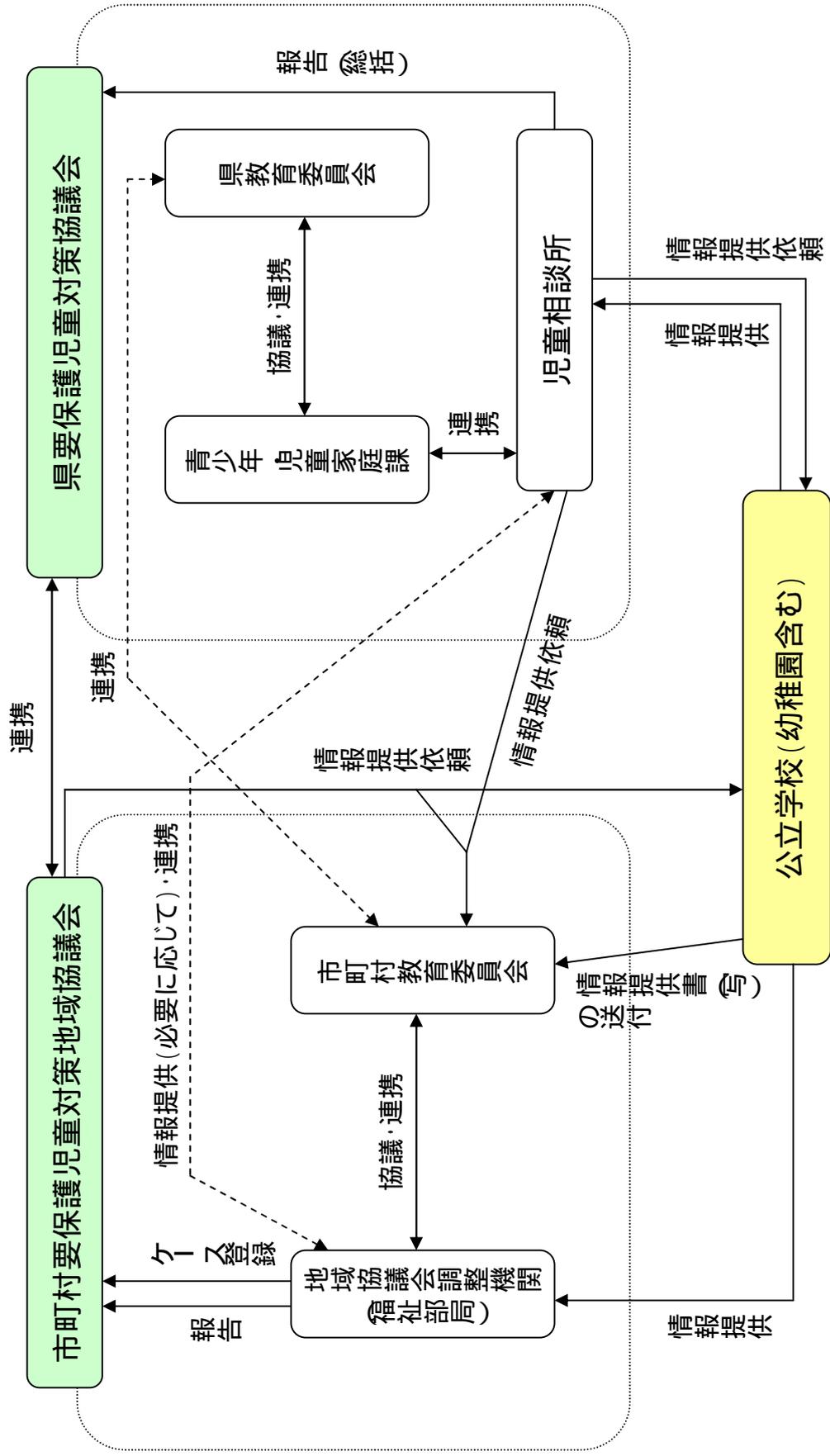
	登校すべき日数	欠席日数	遅刻日数	早引日数
当該月の出欠等の状況				
うち保護者等から連絡があった回数	/			
欠席の理由及び欠席中の家庭での状況の把握				
欠席等に対する学校（保育所）の対応	1．家庭訪問した 2．学校にて教育相談を行った 3．電話連絡した（保護者・子ども本人） 4．その他（ _____ ）			
児童について気になる点や気になる情報等	1．不自然な怪我やアザがある 2．食生活で気になる点がある 3．保清面で問題がある 4．その他（ _____ ）			
保護者について気になる点や気になる情報等	1．有 （ _____ ） 2．無			
地域協議会に早急に依頼したいこと	1．有 （ _____ ） 2．無			

送付機関名

送付先担当者

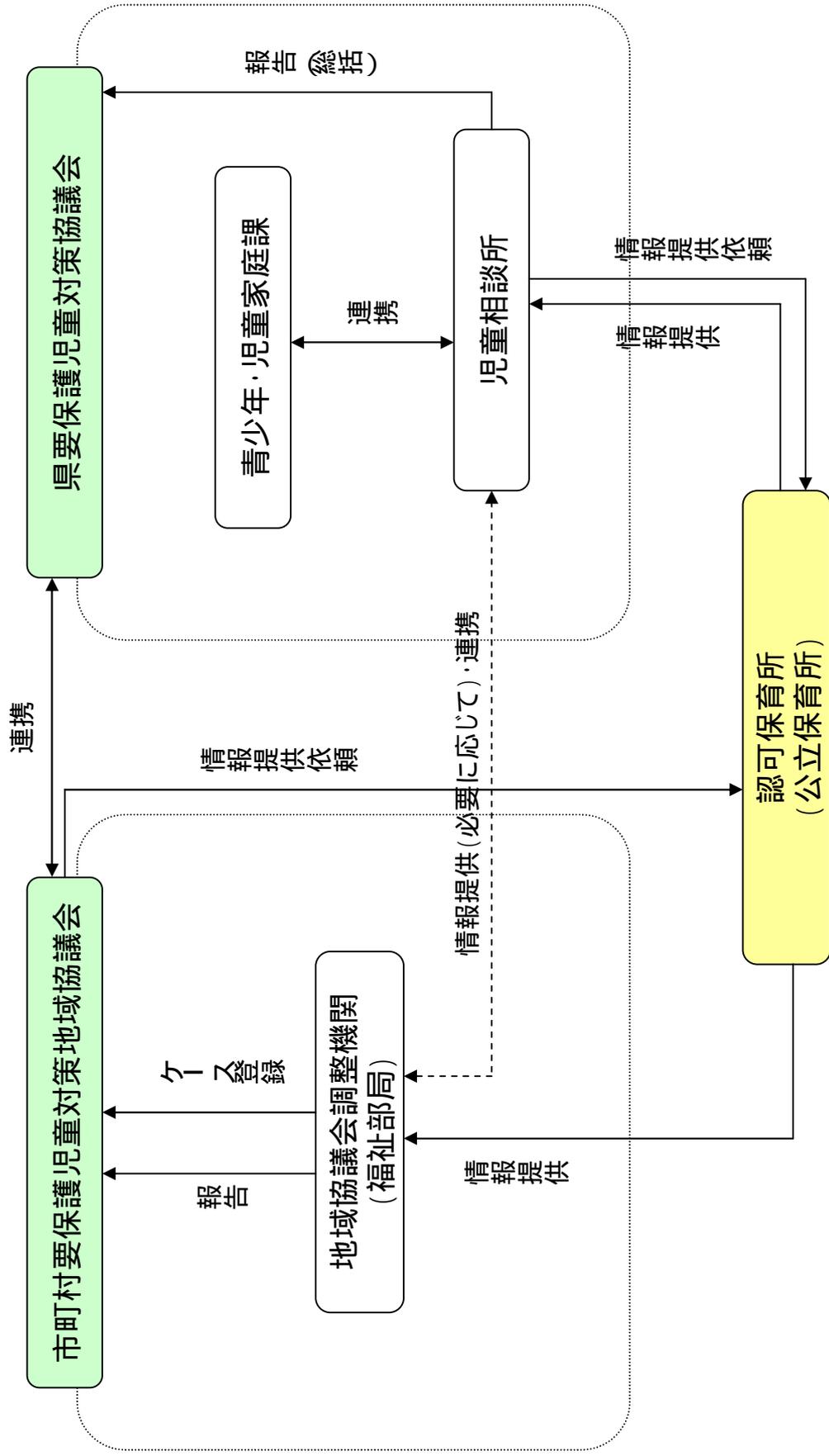
「欠席等に対する学校の対応」以下の欄は、該当する番号に _____ をつけてください。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について
 (公立学校(公立幼稚園含む)のケース)



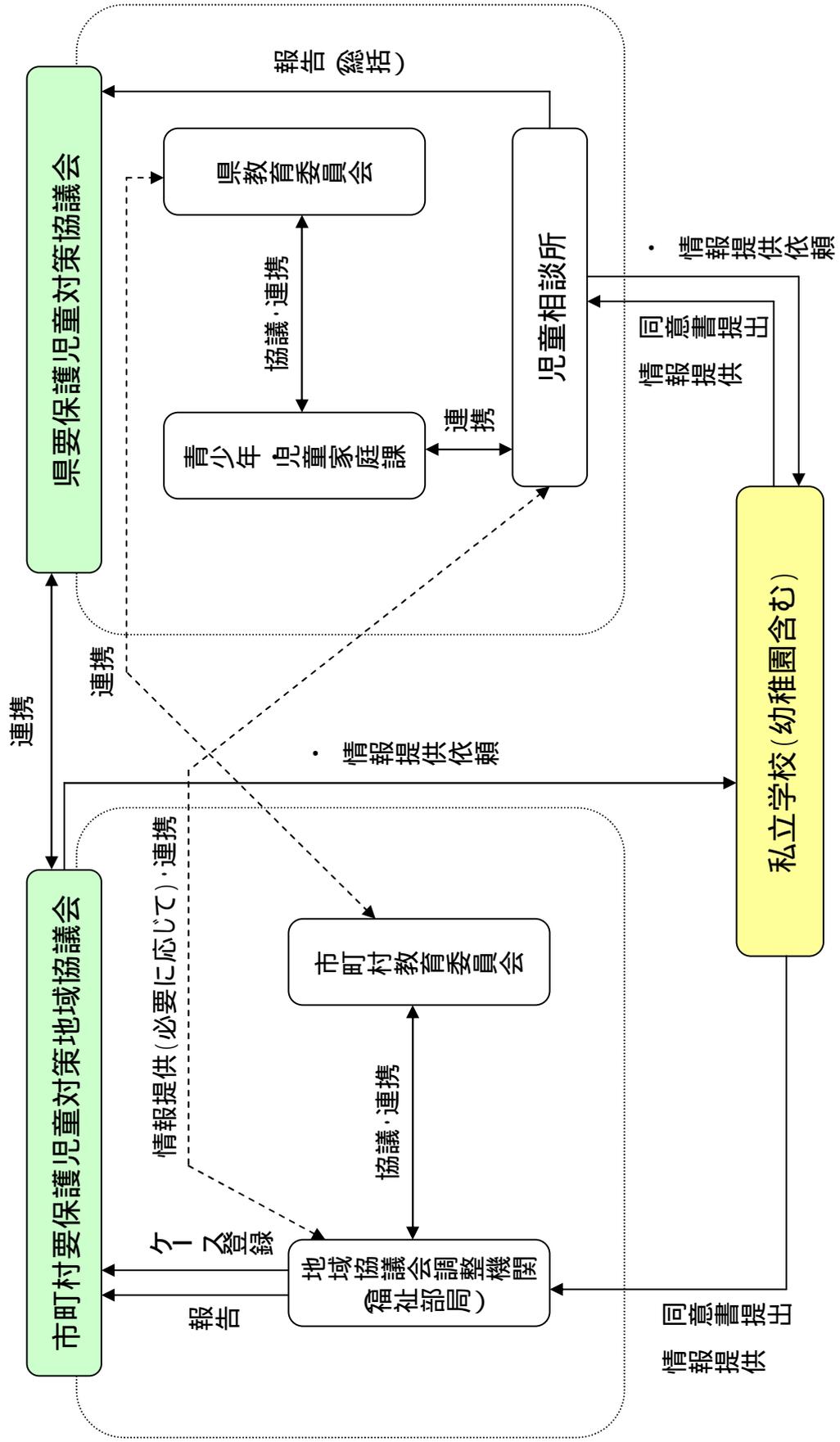
1 要保護児童対策地域協議会を設置していない市町村においては、「市町村要保護児童対策地域協議会」を「児童福祉主管課長」と読み替えて対応する。
 2 「情報提供書」は、提供依頼のあった団体(市町村又は児童相談所)及び市町村教育委員会に提出する。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について
(認可保育所のケース)



- 1 要保護児童対策地域協議会を設置していない市町村においては、「市町村要保護児童対策地域協議会」を「児童福祉主管課長」と読み替えて対応する。
- 2 「情報提供書」は、提供依頼のあった団体(市町村又は児童相談所)のみに提出すればよい。

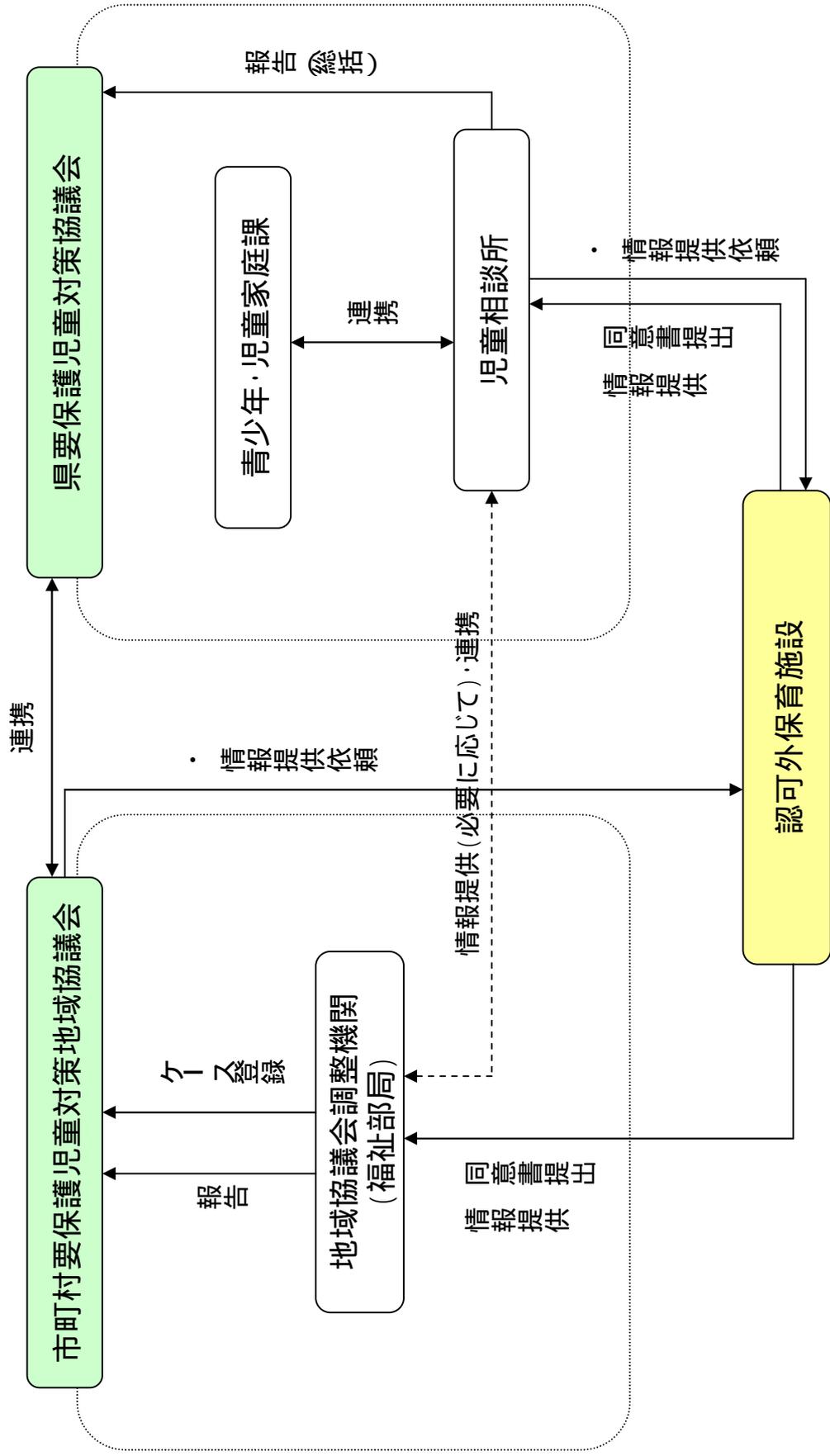
学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について (私立学校(幼稚園含む)のケース)



1 要保護児童対策地域協議会を設置していない市町村においては、「市町村要保護児童対策地域協議会」を「児童福祉主管課長」と読み替えて対応する。

2 「情報提供書」は、提供依頼のあった団体(市町村又は児童相談所)のみに提出すればよい。

学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について (認可外保育施設のケース)



- 1 要保護児童対策地域協議会を設置していない市町村においては、「市町村要保護児童対策地域協議会」を「児童福祉主管課長」と読み替えて対応する。
- 2 「情報提供書」は、提供依頼のあった団体(市町村又は児童相談所)のみに提出すればよい。